

令和3年裾野市議会9月定例会

予算決算委員会各分科会・各委員会

9月2日(木)	予算決算委員会総務分科会・総務委員会	3
	総務部 財政課	4
	税務課	8
	行政課	10
	人事課	11
	企画部 みらい政策課	14
	行政改革課	17
	環境市民部 市民課	20
	生活環境課	22
	自由討議	24
	討論・採決	28
9月3日(金)	予算決算委員会 厚生文教分科会・厚生文教委員会	30
	健康福祉部 健康推進課	31
	こども未来課	33
	子育て支援課	36
	社会福祉課	39
	介護保健援課	40
	国保年金課	42
	教育部 生涯学習課	44
	討論・採決	46

9月6日(月)	予算決算委員会 産業建設分科会	・・・・・・・・	47	
	環境市民部 上下水道課経営課	・・・・・・・・	48	
	産業部 産業振興課	・・・・・・・・	55	
	建設部 建設部付	・・・・・・・・	60	
		建設管理課	・・・・・・・・	64

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会・総務委員会

令和3年9月2日（木）

9時00分 開会

○委員長（村田悠） ただいまから、予算決算委員会 総務分科会 及び総務委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第61号議案 令和3年度裾野市一般会計補正予算（第8回）の内の関係部分、及び、本委員会に付託されました、第55号議案 裾野市特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定することについて、第56号議案 裾野市個人情報保護条例及び裾野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、第57号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについて の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（村田悠） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

総務部

○委員長（村田悠） ただいまから、総務部関係の審査に入ります。

総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、説明）

○委員長（村田悠） 総括説明は終わりました。

財政課の審査（第 61 号）

○委員長（村田悠） はじめに、財政課の審査を行います。第 61 号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長、説明）

○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。杉山委員。

○委員（杉山茂規） 暫時休憩をお願いします。

○委員長（村田悠） 暫時休憩いたします。

○委員長（村田悠） 再開します。杉山委員。

○委員（杉山茂規） 35 ページの歳入の文化財保護費のところですか。亡くなられた方からの寄附というようなことがありましたけれど、それは生前に意向があって今回このようなかたちになっているということでしょうか。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 ご親族の方からそういう申し出がありましたので、そのようにさせていただきます。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 同じページです。20 款の 2 項、基金繰入金。先ほど北児童館と御宿台の関係で一括償還するような説明は理解いたしました。今回廃止ということで、一括償還しなければならないよというふうな仕組みになっているからやっているということでしょうか。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 基本的には財産処分をするときに、財務局の方の承認が必要となります。で、今回の場合、100%償還が必要かどうかということは正直まだわからないところではありますが、事前に相談をさせていただいたときに、あくまでも申請を出して許可が下りるか下りないかというようなところで、ちょっとはつきりしないところがありましたので、ただ、条例上は施設が無くなってしまうところも鑑みまして、こちらの方で償還をするということに決めさせていただきました。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 今後、同じようなケースが発生することがあるかと思うんですが、その後学のためのヒヤリングとか、どういうものかにつきま

して調査を行うんでしょうか。暫時休憩願います。

- 委員長（村田悠） 暫時休憩いたします。
- 委員長（村田悠） 再開します。財政課長。
- 財政課長 基本的にはですね、状況がその都度違うということがありまして、その事例に対しまして相談を掛けなければならないということがありますので、必要があるのか無いのかというのはその都度判断していく、判断というか相談をさせていただくかたちになると思います。
- 委員長（村田悠） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 69 ページをお願いします。今回予備費ということの中でこの額が計上されているわけですが、その算出根拠といいますか必要性のところを説明願います。額の必要性。
- 委員長（村田悠） 財政課長。
- 財政課長 主には現状の感染拡大を踏まえまして、今後、学校や幼稚園、保育園をはじめとする公共施設などで陽性が出た場合に消毒作業等のある程度想定が出来るところで考えております。ただ、現時点でどのようなものが必要なかというような想定まではきちっと出来るわけではございませんので、そういった部分で予備費を準備しておきたいということでございます。で、その他の、第7回の補正で予備費2,500万円ほどつけさせてもらった経緯があるんですが、コロナ以外でも台風シーズンがこれから続くというかたちの中で、昨今の天候不順ということを考えてときにちょっと心配な部分もありますので、2,000万円という金額につきましては前回のものを含めてこれぐらいは必要というような判断でつけさせていただいたんですけれども、そのようなかたちでちょっと予備費の方を計上させていただいたということです。

（「わかりました。」の声あり。）

- 委員長（村田悠） 外に。三富委員。
- 委員（三富美代子） 今と同じページのところです。先ほど歳入でもご説明があったんですけど、公債費の一括償還の話ですけれども、一括償還したことによって、そもそもの計画どおりに支払うべき金額から変更されたような点はあるんですか。
- 委員長（村田悠） 財政課長。
- 財政課長 金額自体は既に契約の段階で利子を含めて幾ら返しなさいというかたちで決まっていますので、それが先に返したからといって利息の部分が計算され直すことはございませんので、返す金額としては一緒となります。

（「わかりました。もう一点良いですか。」の声あり。）

- 委員長（村田悠） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 36 ページ、歳入の方なんですけれども。臨時財政対策債のところは3,490万円計上されています。これは発行可能額が確定となっ

たためということなんですけど、可能となった金額、限度額まで借りるとい
う判断をされたということによろしいですか。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 端数の数十万円というところは切らしていただいておりますけれ
ども、限度額を借りるといのかたちでお願いをしていただいております。

○委員長（村田悠） 三富委員。

○委員（三富美代子） そもそも財政的に厳しい状況がありますので限度額ま
で借りるといふことの、そういう考え方で計上したといふことで良いですね。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 臨時財政対策債については国からの交付税を補完する部分とい
うことで必要な財源といふかたちでこちらの方は考えておりますので、有効に
活用させていただきたいと思っております。

○委員長（村田悠） 三富委員。

○委員（三富美代子） 他の方法と言いますか、手立てと言いますか、そうい
ったことの議論といふのはどうだったんでしょうか。臨時財政対策債の限度
額を借りるといふこと以外の方策、そういったことの議論はあったんでしょ
うか。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 臨時財政対策債を借りることに対してはあくまでも国からの交付
税の計算の中で限度額というのが決められまして、それをどうやって有効に
活用するかというようなかたちになりますので、これはこれで借りるべきも
のといふことで判断を、他がどうこうというより、もうこれは必要な財源と
して借りさせていただきたいという判断でございます。

（「わかりました。」の声あり。）

○委員長（村田悠） 外に。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 公債費の一括償還の件なんですけど、もう一度一括償還す
る理由をわかりやすく伝えていただけてよろしいですか。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 北児童館の機能がここで無くなるというようなかたちで条例の方
も出させていただいておりますけれども。これによりまして協議で確定した
わけではないんですけれども、一括償還を求められる可能性もあるといふこと
が前提になります。財政融資資金で借りているんですけれども、これによっ
て取得した財産を処分する場合は事前に承認を受ける必要があるといふこと
で、あくまでも承認がされない場合は行政の繰り上げ償還というふうにな
ってしまいます。先ほどもお話をさせていただきましたとおり、事前に相談
した段階では、ちゃんとした申請を出してから判断をしますといふ話だっ
たので、条例で廃止をするタイミングよりさらに先になってしまうというよう
なところもありよろしくないといふところもありまして、いずれにしても

返さなければいけない金額であることには確かなので、条例の改正に併せて任意償還と言いますか、先に返してしまうという判断をさせてもらったものでございます。で、実際には返させていただくなかで、来年度以降の公債費の方も抑制することが出来るというのも判断の一つにはなっています。

○委員長（村田悠） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 借りた目的の施設が無くなるから、今の施設とは用途が変わってしまうから償還をしなければいけないという理解でよろしいですか。

○委員長（村田悠） 財政課長。

○財政課長 はい。

（「わかりました。」の声あり。）

○委員長（村田悠） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第 61 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 61 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第 61 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 21 分 休憩

税務課の審査（第61号）

○委員長（村田悠） 再開いたします。次に、税務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内の関係部分の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長、説明）

○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。杉山委員。

○委員（杉山茂規） 31ページの固定資産税のところなんですけれども、現年の分が増えているということで、複数社というか、市内全体で増えているのか、特定のところみたいな、その辺のところの内容について説明はできますか。

○委員長（村田悠） 税務課長。

○税務課長 全体では増えていまして、勿論全体が増えているのですけれど、特定のところでの、ある程度大幅な増もあります。ただ、そこだけではなくて全体的な計算の積み上げによる増額というふうに考えております。暫時休憩をお願いします。

○委員長（村田悠） 暫時休憩します。

○委員長（村田悠） 再開します。三富委員。

○委員（三富美代子） 市民税の個人の方なんですけれど、納税義務者の関係で、所得割の関係でというお話がありましたけれど、納税義務者数の減少というところはどうなんですか。

○委員長（村田悠） 税務課長。

○税務課長 はい。人数としても大幅に減になっておりますので、それが必然的に所得割の減というふうになっております。

○委員長（村田悠） 三富委員。

○委員（三富美代子） 正確な人数は無理だと思いますけれど、大体どれくらいの減少があるんですか。

○委員長（村田悠） 税務課長。

○税務課長 特別徴収ということで申し上げたんですけど、大手の企業だけをチェックしているんですけど、概ね400人程度、前年の課税に比べて特別徴収の納税義務者が減っております。

○委員長（村田悠） 三富委員。

○委員（三富美代子） 今回400人程度の減少ということでしたけれど、この傾向は今までと比べてどうなんですか。状況的には。

○委員長（村田悠） 税務課長。

○税務課長 元年から3年度を見てみたんですけど、2年から3年にいくとこ

ろが納税義務者数として一番多く減少しております。

(「わかりました。」の声あり。)

- 委員長(村田悠) 他に。賀茂委員。
- 委員(賀茂博美) 関連して、これは大手企業の移転に伴うものがメインになっているということよろしいですか。
- 委員長(村田悠) 税務課長。
- 税務課長 はい、現実的にそういうようなところは捉えております。そのように捉えております。
- 委員長(村田悠) 賀茂委員。
- 委員(賀茂博美) コロナの影響というものも何か反映されているものってありますか。
- 委員長(村田悠) 税務課長。
- 税務課長 あまり個人市民税に関して減免という適用はなかったものですから、あまり影響は無かったと捉えております。
- 委員長(村田悠) 他にございませんか。岡本委員。
- 委員(岡本和枝) ふるさと納税で控除された部分の市民税の減額はどこに出てくるのでしょうか。その影響というのは。
- 委員長(村田悠) 税務課長。
- 税務課長 暫時休憩願います。
- 委員長(村田悠) 暫時休憩します。
- 委員長(村田悠) 再開します。税務課長。
- 税務課長 ふるさと納税のお話ですけど、今回の補正予算の算定の中には考慮されていませんので計上されておられません。
- (「わかりました。」の声あり。)
- 委員長(村田悠) 他にありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 委員長(村田悠) 以上で第61号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 委員長(村田悠) 以上で第61号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時31分 休憩

9時33分 再開

行政課の審査（第56号）

○委員長（村田悠） 再開いたします。次に、行政課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第56号議案の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長、説明）

○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） ~~番号利用法第19条第2項云々の中で、特定個人情報の中身、具体的にはどこまでいっていますか。特定個人情報の中身。~~

○委員長（村田悠） 暫時休憩します。

○委員長（村田悠） 再開します。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今の質疑取り消します。

○委員長（村田悠） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第56号議案の質疑を終わります。以上で行政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時41分 休憩

人事課の審査（第61号）

○委員長（村田悠） 再開いたします。次に、人事課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内の関係部分及び第55号議案の審査になります。初めに、第61号議案の内の関係部分の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長、説明）

○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 南児童館の常勤職員の配置とかあったんですけど、今までと新しく何か変更とかあったんでしょうか。

○委員長（村田悠） 人事課長。

○人事課長 従前も館長を置いておりましたけれど、その身分が会計年度から常勤職員に切り替えたということがございます。

○委員長（村田悠） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 館長は再任用か何かの方だったのを常勤の職員さんに置き換えるというようなことなんでしょうか。

○委員長（村田悠） 人事課長。

○人事課長 暫時休憩願います。

○委員長（村田悠） 暫時休憩します。

（休憩中に人事課長が、昨年と現状を説明）

○委員長（村田悠） 再開します。他に。よろしいですね。

○委員長（村田悠） 以上で第61号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第61号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

人事課の審査（第55号）

○委員長（村田悠） 次に第55号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長、説明）

○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。杉山委員。

○委員（杉山茂規） 昨日本会議で色々伺ったので概ねわかっているんですけど、もう少し聞かせて下さい。月額給与の改定にあたりまして額が決定さ

れているわけですが、市長が決断されたということで、昨日おっしゃっておりました。それに関しまして、報酬審議会への諮問とか答申とか、そういうようなものに諮って今回の額を算出をされているのでしょうか。

○委員長（村田悠） 人事課長。

○人事課長 今回の減額につきましては報酬審に諮っていないということでございます。以上です。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 行革の意見書では人件費の高さみたいなものが指摘されているなかで、今回報酬審議会に諮らなかったという理由というのは何かあったりするんですか。

○委員長（村田悠） 人事課長。

○人事課長 報酬審につきましては、市長の諮問ということで、市長の判断によるところかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 昨日の質疑の中で、市長から決意を示すためのものであるという発言がありまして、決意というものを我々はどういったかたちで評価というか判断すれば良いのかというところをちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（村田悠） 総務部長。

○総務部長 市長の決意でございますから、こういう減額条例を出したということでございます。どうにかたちで議員の皆さんが受け止めていただくかということは、すいません、私ではお答えすることは難しいと思います。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） わかりました。我々は我々で受け止めるということで、この決意自身が職員の方も含めて一緒になってやっていくという意味のものでおっしゃられたと思うんですけれど、どのようなかたちでその決意を職員の方に伝えていく、そこが一番大事だと思うんですけれど、そこについての考えはあるのでしょうか。

○委員長（村田悠） 総務部長。

○総務部長 行政改革の関係の構造改革については内部で色々、本部会議とか開いてやっております。その中でですね、今はまだ取りまとめている最中でございますから、機会があるときにその旨については市長の方から職員等に発信していくものと考えております。

○委員長（村田悠） 他に。三富委員。

○委員（三富美代子） 55号議案なんですけれども、施行の時期が令和3年10月1日になっています。これは遡及して、例えば令和3年4月1日からというような議論はされているんですか。そういった議論はされたのでしょうか。

○委員長（村田悠） 総務部長。

- 総務部長 今回の期間につきましては市長の考えでの提案になっていますので、そういうことを考えたかどうかは確認しておりません。
- 委員長（村田悠） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 暫時休憩、お願いします。
- 委員長（村田悠） 暫時休憩します。
- 委員長（村田悠） 再開します。他に。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回特別職の減額の特例条例ですが、これは市長の判断で上程をされてる若しくは今回人事課のほうでご説明いただいていますけれども、人事課の方でも必要な条例の制定だとの認識で上程をされている。どちらですか。
- 委員長（村田悠） 総務部長。
- 総務部長 この条例につきましては市長の判断での提出になっています。
- 委員長（村田悠） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） そうすると今審査をしていますけれど、実際、上程を決議されている市長自身にご説明いただかないと、人事課としては市長の思いを今かたちとして担当がたまたま人事課だから説明されていますけれど、審査自体は市長がいらっしゃらないとならないじゃないか、と思います。意見で良いです。
- 委員長（村田悠） 他にありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（村田悠） 以上で第55号議案の質疑を終わります。以上で人事課の質疑を終わります。以上で総務部の質疑を終わります。休憩いたします。

9時59分 休憩

企画部

- 委員長（村田悠） 再開いたします。ただいまから、企画部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。
企画部長の総括説明を求めます。企画部長。
（企画部長、説明）
○委員長（村田悠） 総括説明は終わりました。

みらい政策課の審査（第61号）

- 委員長（村田悠） はじめに、みらい政策課の審査を行います。第61号議案の内の関係部分の審査になります。みらい政策課長の説明を求めます。みらい政策課長。
（みらい政策課長、説明）
○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。内藤委員。
○委員（内藤法子） 33ページのところで、簡易水道事業区域居住者支援事業費。これちょっと説明していただけますか。
○委員長（村田悠） みらい政策課長。
○みらい政策課長 簡易水道事業区域居住者支援事業でございますが、該当地が別荘地の水道の事業の内容となります。こちら大きく二つに分かれまして、日本ランド別荘地、それから十里木別荘地、旧大昭和と呼んでいますが、十里木別荘地、こちらの水道料金を指すものでございます。
○委員長（村田悠） 内藤委員。
○委員（内藤法子） これは予定よりも少なかったというのは、使用料が少なかったということ・・・。
○委員長（村田悠） みらい政策課長。
○みらい政策課長 みらい政策課の方は歳入の方の関係ですので、歳出にしましては担当課の方で確認をいただきたいと思っております。
○委員長（村田悠） 内藤委員。
~~○委員（内藤法子） WEB会議の資料を頂きました。3密を避けて在宅とか勤務とかあるんですけど、そういうものにも対応できるということでしょうか。~~
○委員長（村田悠） 企画部長。
○企画部長 暫時休憩を。
○委員長（村田悠） 暫時休憩します。
○委員長（村田悠） 再開します。内藤委員。
○委員（内藤法子） 今の質問取り消します。 WEB会議の環境整備ということで、この予算を挙げてますけれど、この予算の中で十分対応できること、

歳入の中で十分対応できるというふうに考えても良いのでしょうか。

- 委員長（村田悠） 未来政策課長。
- 未来政策課長 行政改革課の方とお話をさせていただきまして、その中ではこれで対応できるということを伺っております。
- 委員長（村田悠） 他は。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 歳入ということで、今回は電算事務というのは新しく歳出する分で事業をつけていますけれど、頂いた資料1で見ますと、交付額がまだ未定と記載をされていますが、まだこれから歳入として見込みがあるんですか。暫時休憩してください。
- 委員長（村田悠） 暫時休憩します。
- 委員長（村田悠） 再開します。
- 委員長（村田悠） 未来政策課長。
- 未来政策課長 こちらの方ですね、第2回交付限度額を入れた確定部分の歳入とお考え下さい。今後まだ、創生臨時交付金としては入ってくる可能性があるものと、そのようにお考え下さい。
- 委員長（村田悠） 他に。暫時休憩します。
- 委員長（村田悠） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 事業の振り分けについては未来政策課で良いですか。入ってきた交付金をどこに充当するという配分は未来政策課ですか。
- 委員長（村田悠） 未来政策課長。
- 未来政策課長 はい、そのとおりです。
- 委員長（村田悠） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回はWEB会議とかを受ける環境整備ということで充当していますけれども、暫時休憩してください。
- 委員長（村田悠） 暫時休憩します。
- 委員長（村田悠） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 地方創生臨時交付金の充当先をどのように検討をされて配分されていますか。
- 委員長（村田悠） 未来政策課長。
- 未来政策課長 地方創生臨時交付金、特にコロナ対策につきましては、未来政策課が窓口になっています。で、交付金の案内が来るたびに各課に案内を差し上げまして、その時に必要なものは何かということ拾っております。しかしながら、何回かやっておりますので、当然ストックしている事業もありまして、例えば、少し減額になりました水道事業の内容のお知らせをしましたが、これはまあ、当初から候補で挙がっているものでございまして、適切な時期を判断いたしましてその事業に充当すると、このような方式を採っております。
- 委員長（村田悠） 他にありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(村田悠) 以上で第61号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(村田悠) 以上で第61号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上でみらい政策課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時21分 休憩

行政改革課の審査（第61号）

- 委員長（村田悠） 再開いたします。次に、行政改革課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内
の関係部分の審査になります。行政改革課長の説明を求めます。行政改革課
長。
- （行政改革課長、説明）
- 委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませ
んか。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 地方創生臨時交付金の10分の10の補助ということで、
この20台と8台、この台数に決めた経緯を説明してください。
- 委員長（村田悠） 行政改革課長。
- 行政改革課長 対象としまして庁舎内に16台、外部施設としまして健康推進
課、生涯学習課、区画整理課、水道庁舎の4か所を想定しており合計20台、
それから避難所等を加味したうえでのタブレットPCを8台ということで
積算しております。以上です。
- 委員長（村田悠） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 私が質問したのは10分の10の補助で、もっと買う、も
っと準備する予算を採ることができなかったかというところを聞いた。
- 委員長（村田悠） 行政改革課長。
- 行政改革課長 台数につきましては必要最低限の部分、これだけあればとい
う中での考えでございます。以上です。
- 委員長（村田悠） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 外部施設が各1台なんですけど、複数、2台づつとかい
うのは考えなかったですか。
- 委員長（村田悠） 行政改革課長。
- 行政改革課長 先ほどもご説明いたしましたが、国等の報告システム、それ
から情報収集、所謂、ネット検索等がかかる場合については順番を追って行
えば良いものですから、外部施設で2台は必要ないだろうということで最低
限の1台ということで考えております。以上です。
- 委員長（村田悠） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） WEB会議ということで、概ね会議室等で行われること
が想定されると思うんですけど、今回、プロジェクターとか購入品目が入っ
ておりますが、会議室での設置を考えているということよろしいでしょ
うか。
- 委員長（村田悠） 行政改革課長。
- 行政改革課長 プロジェクターにつきましては情報管理部門の方で一元管理

をしまして、必要に応じて貸出を行っていくということで、恒常的な設置ということは、見込んでおりません。以上です。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 恒常的な設置を見込んでいないということなんですが、現状もそうだと思うんですが、貸出をする際の移動による損耗というか、そのことを考えた場合、設置をしている方が利用者にとっても維持管理、そして長く使えるという点についても良いと思うんですけども、その辺の検討についてはどのような検討が行われましたでしょうか。

○委員長（村田悠） 行政改革課長。

○行政改革課長 会議室が、例えば地下会議室は施錠関係もございます。それから401、402、403等の会議室につきましても常時人が居るわけございませんで、そのあたりの、それから費用対効果も考えたうえでの、要は外部に持ち出す可能性もありますので恒常的な設置は今考えてない状況です。以上です。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 盗難とかそういうことで設置をしないということで、わかりました。今回導入されまして維持管理のところランニングコストにつきましてはどういうふうに見込んでいるかをお伺いいたします。

○委員長（村田悠） 行政改革課長。

○行政改革課長 ランニングコスト、所謂、通信費の関係なんですが、既存の通信環境を使いますので、そちらについて増やすという考えではございせん。以上です。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 外で使いますタブレットPCにおきましては、外部で使うためにという位置づけだと思いますが、それは通信費はいらぬという感じなんですか。そこを詳細にお願いします。

○委員長（村田悠） 行政改革課長。

○行政改革課長 今後詳細な検討を進めることになるんですが、特に避難所関係と現在ルーターが設置されていないところにつきましては別のルーター設置の、現在調整を行っております、そちらにつきましてまた調整が整いましたらご報告の方をさせて頂くことを考えております。以上です。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） ということは既存の避難所となる場所におきましては有線のネットワークが来ており無線LANを設置することで使えるようになるから問題ないということによろしいですか。

○委員長（村田悠） 行政改革課長。

○行政改革課長 議員のご指摘のとおり、既存の有線が来ているところにつきましては設置すると。無いところについてはモバイルについて手配できる

よう現在別の打ち合わせ等を行っておりますのでそれが整いましたら報告をさせて頂くことを考えております。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 既存のものを使うのでランニングコストが掛からないということだったんですが、新規に掛かるような答弁とちょっと食い違う感じがするんですけど、そこはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○委員長（村田悠） 暫時休憩します。

○委員長（村田悠） 再開します。企画部長。

○企画部長 ランニングコストにつきましては別の事業者と交渉をしている最中ですので、それが判りましたらお知らせいたします。

○委員長（村田悠） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） こういうものが多く設置されることによって、今までできなかったWEB会議が多くなってくることが想定できるんですけど、その中で執務についての変化というものは生じる格好になるのでしょうか。

○委員長（村田悠） 行政改革課長。

○行政改革課長 現在庁内インターネット端末、所謂、デスクトップというかたちで各部に置いているんですが、それにつきましては今度はノート型に入れ替えますので自席でのWEB会議が行えるようになる。ましては、要は説明会ですとか、聞く場面が多いものは今後自席の方で対応してもらいたいというふうに考えております。以上です。

（「はい、わかりました。」の声あり。）

○委員長（村田悠） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第61号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第61号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で行政改革課の質疑を終わります。以上で企画部に関する質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

環境市民部

○委員長（村田悠） 再開いたします。ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。

環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、説明）

○委員長（村田悠） 総括説明は終わりました。

市民課の審査（第57号）

○委員長（村田悠） はじめに、市民課の審査を行います。第57号議案の審査になります。市民課長の説明を求めます。市民課長。

（市民課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） このマイナンバーカードの発行というのが今までは裾野市の事務としてやってきたものがJ-LISとかそちらの方の事務に変わるというような捉え方なんでしょうか。

○委員長（村田悠） 市民課長。

○市民課長 今までマイナンバーカードの発行事務については、同機構の方が行っておったんですが、一度渡したものについて破損等があったものについての再発行の手数料について法文中の記載がなく当市の方の条例で手数料として求めるということになっておったものが、今度、法律上の同機構の手数料の規定がここで盛り込まれたために、その発行手数料、再発行ですね。手数料自体は同機構に行くということで、うちは委託の契約を結ぶことになったというのがこの9月の1日からです。以上です。

○委員長（中村純也） 他に。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今回上位法の改正に伴っての条例からの手数料の削除になっているのですが、上位法の施行期日が令和3年9月1日になっています。で、今回の条例の改正が施行が公布の日からということですので、そこで差が生じるんですけど、その間の業務の取扱いについてはどのようにされますか。

○委員長（村田悠） 市民課長。

○市民課長 上位法の方でその手数料を取ることが出来る規定自体が今回機構ということで盛り込まれたということで、その施行自体が9月1日からということですので、今までが文面等が市町の条例による明確化で手数料を取っていたということですので、上位法が出来たことによってそれに従うこととなりますので、9月1日からのものについては改正に併せたかたちになりま

す。で、重複する条例との期間でもそこは適用されないということになります。以上です。

(「わかりました」の声あり。)

○委員長（村田悠） 他にありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（村田悠） 以上で第57号議案に関する質疑を終わります。以上で市民課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時40分 休憩

生活環境課の審査（第61号）

○委員長（村田悠） 再開いたします。次に、生活環境課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内の関係部分の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。

（生活環境課長、説明）

○委員長（村田悠） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 新型コロナの臨時交付金を活用されて2か月分の水道料の基本料を公費でみるものでしたけれど、その効果というものはどうのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（村田悠） 生活環境課長。

○生活環境課長 市民の方にとっては苦しい生活の中でいらっしゃいますので、ちょっとは助かったのではないかと感じております。

○委員長（村田悠） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 具体的に市民の方からお声は届いていらっしゃいましたか。

○委員長（村田悠） 生活環境課長。

○生活環境課長 ここからは管理事務所の方に返していくかたちになりますので、直接の言葉というのは聞き取ってはおりません。

○委員長（村田悠） 暫時休憩します。

○委員長（村田悠） 再開します。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 市民生活が在宅で水道も使うということで、それを補完する意味での交付金でしたけれども、市民の皆さんは助かっただろうという判断、これが2か月間ということでしたけれど、この先、また続けることは考えていらっしゃらないですね。

○委員長（村田悠） 環境市民部長。

○環境市民部長 次は慎重に考えたいと思います。基本的には無いと考えております。今回は交付金の有効な活用という中で市民生活での部分、ちょっと遅れた感はありますけれど、実施いたしました。水道の部署の方にも深く聞いてみたいと思いますけれど、良かったという反響は今のところちょっと取り集めておりません。

○委員長（村田悠） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で第61号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否

に関する意見は在りませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長（村田悠） 以上で第 61 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。以上で環境市民部に関する質疑を終わります。

10 時 46 分 休憩

- 委員長（村田悠） 以上で予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。休憩します。

10 時 47 分 休憩

自由討議

- 委員長（村田悠） 再開いたします。委員の皆さまに申し上げます。発言は一人ずつマイクを使用し、委員長の指名により発言いただきますようお願い申し上げます。発言がある方。挙手願います。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今回56号議案と57号議案でマイナンバーカード関連の議案が出ています。で、国の方でデジタル庁の創設だとかそういう国の法律が変わることによって自治体の方ではそれに対応する条例の改正とかやっていますけれど、やっぱりマイナンバーカード、これから色々なものがデジタル化されるのは当然のことだと思うけれども、それを紐づけしてしまうということがやはり一番問題かなというふうに思います。そういう中で56号議案の中身というのは働いている人が、例えば転職するときに、そこで働いていた情報、給与とかなんとか、その情報と一緒にマイナンバーカードの番号が向こうの事業者の方へそのまま提出しちゃうことが出来る。勿論、本人の同意を得るから、それが要件になっているからと言うんですが、これから就職しようとする人がそれらをきっちり断ることが出来るのか、それと、例えば、働いているときに懲戒処分だとか色んなことがあったとしてもそういう情報までそのまま行ってしまいうような、とても何かひどい内容を含んだもの、それに対応して市の条例を、それがあって条例を変えているという部分ではやっぱり、あの、この段階で、元々のところが問題あるよという部分で意思表示をする必要がとてもあるのかなというふうに感じましたので、自由討議の中身ですが、話をさせていただきました。
- 委員長（村田悠） 他に何か今回の件に関して・・・岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 57号議案のところでは裾野市で60件ぐらい再発行の件数があって800円の手数料を取って、そのお金が一応市の方に入っていました。でもその時もそのお金というのはJ-LIS、機構の方へ支出で出していたそうなんです。それが今回は委託というかたちになってますけど、無償でやりなさいということで、事務を。どれだけお金を集めようとしているのかという、何か本当にシステマ的にもとてもひどい制度じゃないのかなというふうに思いました。
- 委員長（村田悠） 他に。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 55号議案の件ですけれども、担当も上程する必要性を感じて今回審査に臨むのであればもっと詳細を確認したいなと思っていましたけれど、昨日、何人かの議員さんが質疑をして下さっていますので、その時の市長の答弁がそのまま市長の考え、決意と受け止めて、その内容を鑑みながらこの議案の判断をしたいなというふうに思います。
- 委員長（村田悠） 他にありますか。

- 委員長（村田悠） 今、55 議案に関して賀茂委員の方から市長の給与、特別職の給与等の審査の内容についてのお話があったんだけど、ここに来る部長さん以下の方々は、事務局に確かめたところ議長名で部長以下の人を説明員として要請はしているんだけど、市長の決意として今回出されている条例案だったのでということで賀茂委員も委員会内で質疑をされていました。今の討論があったんだけど、他の委員さんの方で何か討論みたいなの、自由討議みたいなのは何かありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 委員会審査で部長以下が来て審査をして、そこで特別職の報酬を減額するわけです。ただ、それに関しても提案するのは人事課、当局、総務部関係ですから当然必要ということで提案はしてきているはずですから、そこで足りるのかなというのが一つ。市長の意向を云々という話になりますと今回の委員会に関しては市長の出席要求はしてないわけですから、もしそういうことであるならばまた日を改めるのかなという気はしますけど。もしそういう結論になるならばですよ。ただ、私としては今回の審査で事が足りているのかなという感じはしています。以上です。
- 委員長（村田悠） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 昨日の本会議の中の質疑で色々のことが出てまして、それに対しての市長のお考えはある程度理解は出来ている状態ですけども、質疑された方も言われてましたけれど、なぜこのタイミングにこういうことを判断されたのかということが私自身もそうですけれど、一番そこが引っかかっているわけですね。で、委員会の中で先ほど聞いたのは行革の推進という、行財政構造改革の推進というものをずっと挙げられて、取り組んできた中での財政非常事態宣言があり、で、この令和3年度がスタートしているわけですね。そういったことを考えたときに、だったらこの年度の当初にそういう決意をされた方が良かったんじゃないかというふうに私は感じています。で、今回 10 月 1 日からという期日を挙げられてますけれど、遡及ということは考えなかったんですというのは、そこからそういうふうにお聞きしたんですけども、本来であれば非常事態宣言を発出されたときに、例えば追加議案で挙げるとか、そこがちょっと無理だった場合、6 月議会というのもあったわけですよ。今 9 月議会にこういういった減額を決意されたというところが中々すっきりとこちら側で受け止めることがちょっと現段階ではちょっと出来てない状況はあります。で、その、市長を来ていただいてという話なんですけれども、私はある程度、昨日の質疑もありましたし、市長としてはスタートの決意だというふうにお話はありましたので恐らくここでまた再度お話を伺っても同じことを述べられるんじゃないかなというふうにも考えられますので、私は敢えて再度場を設けて市長のお考えを再度確認をするっていうところまでは必要ではないというふうに私は思います。
- 委員長（村田悠） 他に。杉山委員。

- 委員(杉山茂規) 55号の件が出ていますので、55号について話をさせていただいたのですが、私が思いましたのは55号の内容がすすめられた場合、或いは進められない場合、それがこの提案の目的に對しましてどちらがプラスになってくるのかというところを見なきゃいけないのかなというふうに感じております。具体的な内容につきましては昨日議案質疑、本日の委員会の中でも確認をさせていただきました。休憩中のお話の中ではまだ聞きたいことがあるみたいなお話もありましたので、そういったものがあるのであれば市長から直接お話を聞く機会を設けるとか、そういったものを私自身は妨げる立場ではないんですけれども、私自身はそれを必要と思っているという訳ではありません。以上です。
- 委員長(村田悠) 内藤委員。
- 委員(内藤法子) 私も今日の委員会審査の中では昨日の本会議の質問を念頭に置いて考えなければということです。先ほど三富さんがおっしゃったように、時期としては私は遅すぎたと思っています。でも、遡及ということができるのかなということ。で、市長をお呼びしたところで市長の説明はあれ以上のものは出てこないとは私は思っているんです。で、結局55号議案のところを審査するしかないのかなと思っています。なので、結論を言うと市長を呼んで再度ということまでは必要性を感じていません。以上です。
- 委員長(村田悠) 岡本委員。
- 委員(岡本和枝) 私は市長を呼んでどうのこうのという段階ではないというふうに思っています。で、言葉はちょっとあれなんですけど、パフォーマンス的なものにしか捉えられない、今、このコロナの爆発的な感染の中でやることはもっとあるんじゃないか。それと行革で六つの視点を挙げてますけれども、それを安易に行革の取り組みを進めるがために安易に結び付けるなんてことがあってはいけないというふうに思っています。
- 委員長(村田悠) 今、55号についての自由討論を聞かせていただいて、皆さんの55号の内容はともかく市長を呼んでも本会議で市長が答弁をされた内容が、あれがもう最小であって最高のものであるということはわかりましたので、こここのところの自由討議は終わりにさせていただきたいと思っております。他に今回の審査をされた協議の中で何か自由討議をしたいことはありますか。杉山委員。
- 委員(杉山茂規) 審査の本筋とは関係ない話なんですけれども、今回パソコンの方を使わせていただいて説明を聞きながら打って、質疑内容なんかも考えを精査しながら作ることができましたので、非常にやりやすかったという点を感じられましたので、その点だけそういうふう感じたよということでご報告させていただきました。以上です。
- 委員長(村田悠) 他に。

(「なし」の声あり。)

○委員長（村田悠） 以上で、自由討議を終わります。暫時休憩いたします。

11時11分 休憩

討論・採決

○委員長（村田悠） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 55 号議案裾野市特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

委員長（村田悠） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決をいたします。本委員会に付託されました第 55 号議案裾野市特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました第 56 号議案 裾野市個人情報保護条例及び裾野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての 討論を行います。討論はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 国の法律が変わった中でそれに合わせて条例を整えるかたちで一部改正という、そのことはわかりますけれども。ここで今問題になっている、一番問題と感ずるのは番号利用法第 19 条第 4 号という中身です。この中身はそこにも書いてありますけれども、説明書にも。働いている人たちが転職等をするときに事業者間でその人の特定個人情報の提供を相互に提供しあうことを可能とする規定が追加された、ここが一番問題だと思っています。で、これは転職するときの特定個人情報という中身というのが個人番号であったり、給与の情報等であったりと言われております。これから仕事を、そこに就職しようという方にとって本人の同意を要件と言われてますけれども、しっかりそのところで許否をすることなどとても難しいことです。従業員の方のプライバシーの侵害だと思えます。このことを受けたかたちの条例の改正、整えるということなんでしすけれど、やはり根本のところのここを認めてはいけないという姿勢を皆でしめさなければいけないということで 56 号議案に反対をします。

○委員長（村田悠） 他に討論はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規） 56 号議案に関しましては国の法令改正に則りましての市の条例の改正であります。で、この改正が行われない場合におきましては、法令に沿っての行政運営が出来なくなると考えております。様々な、大本のところの考えはあろうかと思いますが今回のこの内容につきましては行う

べきと考えます。以上です。

○委員長（村田悠） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決をいたします。本委員会に付託されました第56号議案 裾野市個人情報保護条例及び裾野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の規律を求めます。

（賛成者、起立）

○委員長（村田悠） 起立、多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました第57号議案 裾野手数料条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第57号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（村田悠） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された本日の議案の審査は全て終了いたしました。予算関係の議案につきましては来る9月10日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る9月16日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会いたします。

11時21分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会厚生文教分科会・厚生文教委員会

令和3年9月3日（金）

9時00分 開会

○委員長（浅田基行） ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会及び厚生文教委員会を併せて、開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第61号議案 令和3年度裾野市一般会計補正予算（第8回）の内の関係部分、第62号議案 令和3年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）、第63号議案 令和3年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）、第64号議案 令和3年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第1回）及び本委員会に付託されました第58号議案裾野市児童館条例の一部を改正することについて の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部、課全て一括して行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅田基行） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

健康福祉部

- 委員長（浅田基行） ただいまから、健康福祉部関係の審査に入ります。
健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。
（健康福祉部長、説明）
- 委員長（浅田基行） 総括説明は終わりました。

健康推進課の審査（第 61 号）

- 委員長（浅田基行） はじめに、健康推進課の審査を行います。第 61 号議案の内の関係部分の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。
（健康推進課長、説明）
- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。
- 委員（井出悟） 診療収入の減で固定費超過ということなんですけれども、固定費の部分について一般的に言う経費の節減策だとかそのようなものはどういうものが計られているかとかの確認はされておりますでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 経費の削減につきましては、協議会のところでも質問をセンターの方にさせていただいたんですけれども、実際には、体制の確保という意味では医師、看護師は必ずそこに在中していなければならないという点で中々明らかな軽減といったところは難しいといったような説明を受けております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 固定費というと何となく燃料とか電気代と聞こえるんですけども、実際は医師確保のための人件費が相当するということによろしかったですか。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 おっしゃる通りです。
- 委員長（浅田基行） 良いですか。他は。小林委員。
- 委員（小林俊） 5,900 万円不足だったということなんですけど、年額でも半年でも良いんですけど、総額でセンターの運営経費、ひと声幾らぐらいなんですかね。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 歳入の総額としましては、3 億 6,580 万 7,701 円で、歳出につきましては 4 億 2,502 万 3,892 円ということで、5,900 万円余りの差し引き額という減が出ております。
- 委員長（浅田基行） 他はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（浅田基行） 委員の質疑を終了いたします。以上で第 61 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 61 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（浅田基行） 以上で第 61 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で健康推進課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9 時 12 分 休憩

こども未来課の審査（第61号）

- 委員長（浅田基行） 再開します。次にこども未来課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案のうちの関係部分の審査になります。こども未来課長の説明を求めます。こども未来課長。
- （こども未来課長、説明）
- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。
- 委員（井出悟） 49ページですけれども、北児童館の転用の件ですけれども、2,400万円の内訳は今伺いました。この小規模保育事業所の設置に係る施設整備で見込んでいるものはどのようになっていますか。暫時休憩をお願いします。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。こども未来課長。
- こども未来課長 今回の主な改修場所としましては、調理施設の整備、トイレの、子供用トイレの整備、あとは保育室、調乳スペースの確保、あと外構につきましては避難用のスロープ、そういったものの整備を予定しております。以上です。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 今おっしゃった整備関係は、どのような事業者が対応しても対応できるマックスの状況でよろしかったですか。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 はい、その通りで過去の事例等を参考にしながらこの金額を弾いております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 隣接する場所には他の事業者がこども園を運営しているわけですけれども、状況によっては施設の流用とか・・・暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。
- 委員（井出悟） 先ほどの施設整備費が減額に転ずるようなこともあり得るということですか。事業者によっては。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 今回の補正額はあくまでもどの事業者が参入したとしても対応できる構成としております。ですので、近隣に施設があるといった事業者ですと調理施設がいらなくなるといったようなことでこちらの方の補助金も少なくなってくるというかたちになります。

- 委員長（浅田基行） 他はございますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 48 ページの 3-2 の 0002、補助金が 10 分の 10 から 2 分の 1 になったということなんですけれど、それってよくある話ですか、それともコロナか何かにつけられてそうってしまったのか。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 当初予算につきましては昨年度の国の要求額をベースに算出をしておりました。年度が変わった時点で制度の方の変更ということで、例えば保育園の方ですと補助率が 2 分の 1 になったということが大きな変更点なんですけれども、それに加えて幼稚園の方ですと備品購入が対象外経費となったというような若干の変更は今回の場合は生じてきております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 理由というのは説明がされているのですか。国の方からは。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。こども未来課長。
- こども未来課長 向こうからの通知等によりますと 1 年目の 10 分の 10 という補助金制度を活用することによって、概ね整備が完了したのであろうというようなことで今回はある程度補助率等の変更等が生じてきているというようなことでございます。
- 委員長（浅田基行） 他はございますか。井出委員。
- 委員（井出悟） 66 ページです。公立幼児教育施設の減ですけれども、先ほど説明の中で制度変更による減ということでしたが、この減によって施設整備が、失礼しました。一般消耗品等の購入をやめたのか何か形が変わったのか、その辺の内容はどうなっていますか。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 予算額については今回全額減額というかたちになっております。需用費につきましては、何とか既存の予算の範囲内での対応を心がけようということ、備品購入につきましては昨年度幼稚園につきましては全室空気清浄機、一番必要とされている空気清浄機の整備が済んでいるということで今回は見合わせというかたちをとっております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 初期の目的であるコロナウイルスの感染防止に係る整備というか対応については、それによって過不足が無い、大丈夫な状況になっているのでしょうか。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 購入するものを幼稚園と保育園をひっくり返しまして、今年度幼稚園では電解処理水、電解水を導入するという予定でございました。しかし補助制度が変わったということによって、対応としては福祉保健会館の中に昨年次亜塩素酸ナトリウム水を作る機械を寄付していただいている

といったようなことがありますので、代替対応が可能であるということで今回は購入を見合わせております。

○委員長（浅田基行） 他はいかがでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 委員の質疑を終了いたします。以上で第61号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で第61号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上でこども未来課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時26分 休憩

子育て支援課の審査（第61号）

○委員長（浅田基行） 再開します。次に子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案のうちの関係部分及び第58号議案の審査になります。はじめに、第61号議案の内の関係部分の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 11節役務費のところですけど、北児童館の閉園に伴う物品処分ということですが、流用出来る物品だとか全て活用したうえで・・・暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩します。

○委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。

○委員（井出悟） 最終的な産廃としての処分だけにこれだけ掛かるということではよろしかったですか。

○委員長（浅田基行） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 使えるものにつきましては再利用というか場所を移転して使うということで考えております。そのほかにですね、北児童館の中には指定管理の機関のものもあったものですから、指定管理の受託者である法人の所有物も在ったりしますんでその整理など、費用に掛かる分、ちょっと取りまとめたような形状になりますけれど、想定しているものはそのような形のもの。それから物品の廃棄に係る産廃費用というようなどころによるものということでございます。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 報酬等委託費、委託料の共に減はリンクしているんですか。それとも違う話ですか。

○委員長（浅田基行） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 人件費につきましては南児童館の方の費用になりますので、直接雇用していますのが南児童館の職員になりますので、リンクはしていません。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 北児童館の運営委託、12か月から9か月になって、その委託される側は特に問題は無いということで良いんですね。

○委員長（浅田基行） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 事前にこうしたいというかたちでお話、協議はさせていた

だいております。

- 委員長（浅田基行） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 公債費で北児童館の閉館に伴う市債の繰り上げ償還が出ています。これは財政課の方で。若し補助金を受けているならば、補助金の返還が必要になると思うんですけど、今回、予算の中に確か無いと思うんですけど、それは補助金を受けていないのか、或いは受けていても必要な期間を経過しているから返還する必要は無いという、そういうことなんでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 事業を推進するうえで、補助金等につきましては調査させて頂いております。今判っている範囲の中では無いということで認識しております。
- 委員長（浅田基行） 他はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 委員の質疑を終了いたします。以上で第 61 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 61 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第 61 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

子育て支援課の審査（第 58 号）

- 委員長（浅田基行） 次に第 58 号議案の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。
（子育て支援課長、説明）
- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） ちょっと休憩を。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 北児童館が条例上無くなることですが、他のほぼ同様の目的を果たすような施設を整備するという計画があるようですが、今後児童館条例で新たに新しいものをここに入れようとするものか、児童館条例に入るような内容ではないのかという。以上です。
- 委員長（浅田基行） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 新しい施設につきましては、一つの機能に対して全てを占有する形の施設ではなく、共有するようなスタイルになっています。ですので、必置とされている施設が共有となっておりますので、そこは児童館と言

えなくなってしまうので、児童館機能なところで説明をさせていただいております。児童館としての必要なものは全ては有るんですが、一部が共有になるということのご理解としていただきたいと思います。

○委員長（浅田基行） 他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第58号議案に関する質疑を終わります。以上で子育て支援課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9時38分 休憩

9時40分 再開

社会福祉課の審査（第61号）

○委員長（浅田基行） 再開します。次に社会福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案のうちの関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。（社会福祉課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 55ページの自動ドアの件ですけれども、以前、東西公民館か何かでも自動ドアの関係でモーターが見たいな話が確か修繕があったんですけど、同様のものなのか、経年劣化によるただの故障なのか、どういう感じなのか。

○委員長（浅田基行） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 東西公民館の例はこちらでは把握しておりませんが、シルバーワークプラザにつきましては経年劣化の部分が大きいというかたちになります。以上です。

○委員長（浅田基行） 他はございますか。小林委員。

○委員（小林俊） 設置から何年ぐらいなるんですか。

○委員長（浅田基行） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 シルバーワークプラザが開設してからになりますので、今、開設の資料を持ってきておりません。まだ一度も交換はしてありません。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩します。

○委員長（浅田基行） 再開します。社会福祉課長。

○社会福祉課長 概ね20年と聞いております。

○委員長（浅田基行） 他はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で委員の質疑を終了いたします。以上で第61号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第61号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9時45分 休憩

介護保険課の審査（第61号、第64号）

- 委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、介護保険課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内の関係部分及び第64号議案の審査になります。介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。
- （介護保険課長、説明）
- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。井出委員。
- 委員（井出悟） 115ページ、予備費の件ですけれども。予備費の活用については・・・暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。
- 委員（井出悟） 介護保険事業における予備費の活用はどのようなものを想定されているのか内容を教えて下さい。
- 委員長（浅田基行） 介護保険課長。
- 介護保険課長 今後の支出に備えるものというものがありますが、まず精算したあとの残りの金額を予備費として計上しているものと、2市2町の認定審査会の経費の精算金の受け皿として146万9千円、あと低所得者の過年度分の対応等でこちらの予備費に計上してございます。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 こちらは次年度の収入、支出に対応するために予備費を設けております。暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 今後の介護保険の事業の中である給付費などに対応するために備えております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） システム改修費ですけれども、今度のはデータを利用できるようにリンクさせるものだった解釈で良いですね。
- 委員長（浅田基行） 介護保険課長。
- 介護保険課長 はい、その通りでございます。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） クラウドみたいなものだと全部あって、そこからどうやって持ってくるかというのでいいから、こういうのは要らなくなることになるんだろうか。将来。
- 委員長（浅田基行） 介護保険課長。

- 介護保険課長 暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 現在のところシステムの運用の仕方ではクラウドについての予定はございません。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 準備基金9千万円入れたら大体残高は概ね幾らぐらいになるんですか。
- 委員長（浅田基行） 介護保険課長。
- 介護保険課長 暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 介護保険準備基金につきましては、令和2年度末現在では4億1,200万円ほどになります。それに今回の決算による積み立てで9千万円、取り崩し額が5,532万2千円で、今後運用益が出てきますが、現在は未定ですので令和3年度の見込みでは4億4,800万円ほどを考えております。
- 委員長（浅田基行） 他はございますか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（浅田基行） 以上で委員の質疑を終わります。以上で第61号議案のうちの関係部分及び第64号議案に関する質疑を終わります。これより第61号議案のうちの関係部分及び第64号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第61号議案のうちの関係部分及び第64号議案に関する意見を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩します。

10時12分 休憩

国保年金課の審査（第61号、第62号、第63号）

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、国保年金課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内の関係部分、第62号議案及び第63号議案の審査になります。はじめに、第61号議案の内の関係部分の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（浅田基行） 国保年金課長の説明が61号議案並びに62号議案、第63号議案を纏めて説明いただきましたので一括で質疑を受けたいと思います。説明は終わりました。質疑に入ります。井出委員。

○委員（井出悟） 暫時休憩をお願いします。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩します。

○委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。

○委員（井出悟） 87ページの62号議案の国保の特別会計ですけど、歳入歳出の調整で予備費を計上したということですが、予備費のありようというのは本来予期せぬ歳出に対して備えるということなんですけれども、国民健康保険事業における予期せぬ歳入歳出の備えに対するこの金額というのはどのようにお考えなのか教えてください。

○委員長（浅田基行） 国保年金課長。

○国保年金課長 国民健康保険に関しまして毎年度医療費の額が上下することがございますので、それに備えて医療費のために予備費を利用するということが一番を考えているところでございます。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩します。

○委員長（浅田基行） 再開します。小林委員。

○委員（小林俊） 後期高齢者で、98ページだと思うんです。保険料の割り戻しが返ってきた分が、要は使った分が少なかったというふな説明だったと思うんですけど、額はわずかなんですけれども、何か傾向はあるんですか。例えば、コロナ警戒で出なかったから病気にならなかったとかそんな風なことは判っていないですか。一般会計の歳入か。一般会計の歳入にきているんですけど。それで。

○委員長（浅田基行） 国保年金課長。

○国保年金課長 今回一般会計の歳入としまして広域連合過年度医療給付費負担金精算金を2,102万7千円増額しております。こちらは令和2年度中の医療費について全国的にそうなんですけれども、かなり見込みを下回っていると

ころがありまして、それに伴って精算額が今年度は還付になったものとなっております。例年ですと追加で納付することが多いんですけど、何年かに一度予定よりも全体の医療費が少なくて還付で精算になることがございます。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 広域連合からは一般会計に入ってくるんだ。それが普通ですね。

○委員長（浅田基行） 国保年金課長。

○国保年金課長 広域連合の医療費につきましては一般会計で処理を行っております。

（「わかりました。」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 他はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で第 61 号議案の内の関係部分、第 62 号議案及び第 63 号議案に関する質疑を終わります。これより第 61 号議案の内の関係部分、第 62 号議案及び第 63 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で第 61 号議案の内の関係部分、第 62 号議案及び第 63 号議案に関する意見を終わります。以上で国保年金課の質疑を終わります。以上で健康福祉部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 27 分 休憩

教育部

- 委員長（浅田基行） 再開いたします。次に教育部関係の審査に入ります。
発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。
教育部長の総括説明を求めます。教育部長。
（教育部長、説明）
- 委員長（浅田基行） 総括説明は終わりました。

生涯学習課の審査（第61号）

- 委員長（浅田基行） はじめに、生涯学習課の審査を行います。第61号議案の内の関係部分の審査になります。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。
（生涯学習課長、説明）
- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 茅葺屋根の補修費にということですが、寄附金の50万円だけで補修の工事は完了するんですか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 茅葺屋根の特に傷んでいる部分、一部分について「さしがや」と言ひまして、傷んでいる部分にのみ工事をするということになります。
- 委員長（浅田基行） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 暫時休憩を。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。他はございますか。小林委員。
- 委員（小林俊） ちなみにですけど、全部葺き替えたなら幾らぐらいかかるのは判っているんですか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 平成24年に全部葺き替えをしています。その際の工事費が2,238万5千円ということになっております。
（「わかりました」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 他はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 委員の質疑を終了いたします。以上で第61号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第61号議案のうちの関係部分に関する意見を終

わります。以上で生涯学習課の質疑を終わります。以上で教育部の質疑を終わります。暫時休憩します。

10時35分 休憩

10時55分 再開

○委員長（浅田基行） 再開いたします。以上で予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

10時55分 休憩

（自由討議は行わないことに決定）

11時00分 再開

討論・採決

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に本委員会に付託されました、第58号議案裾野市児童館条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から採決いたします。本委員会に付託されました第58号議案裾野市児童館条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で本委員会に付託された、本日の議案の審査はすべて終了いたしました。予算関係の議案につきましては、来る9月10日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る9月16日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして予算決算委員会厚生文教分科会を閉会いたします。

11時01分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会産業建設分科会

令和3年9月6日（月）

9時00分 開会

○委員長（二ノ宮善明） ただいまから、予算決算委員会 産業建設分科会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第61号議案 令和3年度裾野市一般会計補正予算（第8回）の内の関係部分、第65号議案 令和3年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第2回）、第66号議案 令和3年度裾野市水道事業会計補正予算（第2回）、第67号議案 令和3年度裾野市下水道事業会計補正予算（第1回）第68号議案 令和3年度裾野市簡易水道事業会計補正予算（第2回）の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（二ノ宮善明） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

環境市民部

- 委員長（二ノ宮善明） ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。
環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。
（環境市民部長、説明）
- 委員長（二ノ宮善明） 総括説明は終わりました。

上下水道経営課の審査（第 61 号）

- 委員長（二ノ宮善明） はじめに、上下水道経営課の審査を行います。第 61 号議案の内の関係部分、第 66 号議案、第 67 号議案及び第 68 号議案の審査になります。はじめに第 61 号議案の内の関係部分の審査になります。水道事業管理監は説明の際にページ数を言うときに若干の間を採って説明に入ってください。よろしく願いいたします。それでは水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。
（水道事業管理監、説明）
- 委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） ~~63 ページの前年度超過水量の増加による繰り出し金の増と~~
~~いうことですが、この水量は何立方メートルですか。~~
（「暫時休憩願います」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 先ほどの質疑は取り消します。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 以上で第 61 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 61 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 61 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

上下水道経営課の審査（第 66 号）

- 委員長（二ノ宮善明） 次に第 66 号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。
（水道事業管理監、説明）
- 委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。増田委員。
- 委員（増田祐二） 債務負担行為、今ご説明頂いた部分です。この設定をす

るうえでどのような協議をされたうえで設定したかということをお教え下さい。暫時休憩をお願いします。

- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 債務負担行為にあたりましては、業者との聞き取りによりまして内容を精査するとともに、見積もりを徴収しまして限度額を確定しております。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 業者さんとの聞き取りの中で出てきた課題ですとかそういったものがあれば教えてください。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 現在仕様書を作成している段階で、担当の方から得に聞いていないんですが、プロポーザルの中の提案の中で新しいものがあれば取り入れていく予定でいます。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） その点は了解しました。料金の設定の方です。令和2年度の決算調書の方から拾うと委託料が年間4,043万1千円になっています。この債務負担行為だと1年当たりで割り戻すと4,348万8千円になろうかと思いますがこの値上がり分、その根拠をお願いします。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 委託料の伸びは物価上昇分、人件費の伸びによるものでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） それが今の債務負担行為の金額が上限と考えることで、それよりも下回る可能性はあるという考え方でもよろしいでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 その通りでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 人件費の上昇ということなんですけれども、直営でやった場合と委託でやった場合の差というか、その辺は計算しているかどうか伺います。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 今までで3回同じ業者と委託契約を結んでおります。それによりまして徴収率が上がりまして業者のノウハウが十分活かされているということをお慮いたしまして直営は検討しておりません。

- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 直営でやった場合も計算しないとどちらが有利なのかというのを判定できないんじゃないかと思うんですけど、その辺をどう考えますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 徴収業務自体が特殊で過去にも直営でやっていたんで、その切り替え時点の考え方を踏襲と言いますか、暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 直営の積算はしておりません。今行っている業者の業務がノウハウもありベストだと考えているためでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） ここでこれを認めてしまうと次はまたずっと、令和8年までいっちゃいますよね。で、こういうことをする時は必ず直営と委託とどちらが有利なのかはしっかり判断しなくちゃならねばならないと思うんです。それをやっていないということは僕は認めるわけにはいかないということになります。ただ単に、徴収率が上がったとか、そういうものは、例えば、市税を徴収している税務課のノウハウを貰えば良いだけの話です。あと、人事で異動すれば良いだけの話ですよ。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋主久） しっかりと直営と委託の比較をすべきと考えますけれどもどう考えですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 環境市民部長。
- 環境市民部長 その検討は今されてないという話をしましたけれど、今回の場合は過去の例を採って圧倒的に委託の方が有利だということで現在に至っております。暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。中村委員。
- 委員（中村純也） 債務負担行為ですけど、今回5年に設定する理由は何でしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 現在も5年で行っていることと、経済状況の変化を考えますと5年が妥当だと考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 経済状況を考えると5年ってどういう意味ですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 委託関係につきましてはコロナもそうですが地震等いろいろ

ろな条件が変わる可能性があります。また物価に対しましても今は安定していますが、この先どうなるかわからないということで、あまり長期に設定しますと人件費の上がり分等が実際の委託と乖離してしまうということもありまして、3年ぐらいですと短いので5年ぐらいでやるのがワンスパンとしては妥当かと考えております。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 経済状況のところは判りました。3年が短すぎる理由は何か。

○委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 業者選定の頻度が上がると事務的な手続きが増えるということで余り短いと事務量が増えてしまうということも考慮しまして5年の設定をしております。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 短いのは事務手続きの面倒が増えるからで、長すぎるのは経済状況を鑑みてということによろしいでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 そのとおりでございます。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 補正で、経済対策の補助金の変更がありますけど、これに条項設定がないのはなぜですか。

（「暫時休憩願います。」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。

○水道事業管理監 確認してのちほど報告させていただきます。

○委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。増田委員。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。

○水道事業管理監 先ほどの答弁の訂正をお願いします。プロポーザルの業者選定に関しまして「今の業者が最適」という発言をしましたが、「今の業者」ではなく「外部委託によることが最適」に訂正をお願いいたします。

○委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 委員の質疑を終了します。以上で第66号に関する質疑を終わります。これより第66号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。中村委員。

○委員（中村純也） 先ほどの条項がはいっているかどうか確認をしたのちに意見としてはあります。

○委員長（二ノ宮善明） それでは、先ほど中村委員の質疑にありました答弁

によって意見をお伺いさせていただきます。以上で第 66 号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課の審査（第 67 号）

○委員長（二ノ宮善明） 次に第 67 号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。勝又委員。

○委員（勝又豊） 前年度超過水量分の金額なんですけれども、前年度ということとは前年度の徴収料から予測はつくものでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 予算を策定する時期が 12 月ぐらいになっております。その年の実績等を考慮して当年度の追加水量を予測するんですが、令和 2 年度に関しては予想より多く汚水量が増えたため足りなくなってしまったということです。暫時休憩を。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。土屋委員。

○委員（土屋主久） 先ほど 61 号議案で聞けば良かったんですけども、一般会計からの繰り出しですよね。繰入。下水道使用料を取っているんですけど、本来でいくと建設費については仕方がないと思うんですけど、これって利用者負担だもんで、一般会計から繰り入れてというのはちょっとどうなんでしょうか。

（「暫時休憩願います。」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。

○水道事業管理監 流域下水道の維持管理負担金の不足分は一般会計からの繰り入れによって補われていますので、今回の補正につきまして一般会計の繰入金と併せて補正をしております。

○委員長（二ノ宮善明） その他。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 1 月から 3 月にかけて大分増えたということなんですけれども、その要因については判っているんですか。

○委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 要因は色々あると思いますが、接続件数の多さとかコロナにより家の中の水道の水量が増えた等々考えられます。

○委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 接続件数が増えたということですけど、この間どれくらい増えているんでしょうか。

- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 今回不足している、補正をお願いしている水量が約 1,200 立方メートルとなります。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 接続件数に関しては、把握しておりません。全体的な水量が伸びているということです。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 接続件数についてはこれまでも把握をしていらっしゃるということですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 毎年カウントはしていますが、今回の補正に関することに関しては把握してなくて決算書の方では年度末の数字として出ております。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 委員の質疑を終了します。以上で第 67 号に関する質疑を終わります。これより第 67 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 以上で第 67 号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課の審査（第 68 号）

- 委員長（二ノ宮善明） 次に第 68 号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。
（水道事業管理監、説明）
- 委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 委員の質疑を終了します。以上で第 68 号に関する質疑を終わります。これより第 68 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 以上で第 68 号議案に関する意見を終わります。以上で上下水道経営課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9 時 42 分 休憩

9時43分 再開

- 委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。まず初めに水道事業管理監より発言の申し出ありましたのでこれを許します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 先ほどの予算書 131 ページをご覧ください。併せて予算書の 139 ページをご覧ください。139 ページ簡易水道では第3条として補助金の限度額が記載されていますが、131 ページ上水道事業では記載されておられません。こちらにつきましては、上水道事業につきましては補助金だけということはこちらの記載はなくても会計上は問題はございません。逆に 139 ページの方は、こちらの補助金というのは補助金だけでなく色々な特殊な項目が入っているためこちらで設定を改めてしているものでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） ありがとうございます。中村委員よろしいですか。中村委員。
- 委員（中村純也） 無くて良いということでしたので了解しましたので、賛否に関する意見の取り消しをお願いいたします。暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。以上で上下水道経営課の質疑を終わります。以上で環境市民部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時46分 休憩

産業部

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。ただいまから、産業部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。産業部長の総括説明を求めます。産業部長。

（産業部長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 総括説明は終わりました。

産業振興課の審査（第61号）

○委員長（二ノ宮善明） 産業振興課の審査を行います。第61号議案の内の関係部分の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。

（産業振興課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。中村委員。

○委員（中村純也） 57 ページ商工費の減額ですけど、イベントを中止したとこのことの確定は判りましたけれど、これが目指していたにぎわい創出とか、そういったところに対してはどのようにしていくのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。

○産業振興課長 昨年度も同様にイベントがほとんど中止をした結果、にぎわい創出には中々結びつきませんでした。ただし、本年度も同様に中止となっているわけですが、これらそれぞれに補助金の対象イベントが確定しておりますので、この補助金については減額をするものです。代替案としましては財源等がございませんので予算を掛けずに少しでもにぎわい創出が出来るよう検討してまいります。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 財源無くにぎわい創出について検討していくのは課内だけでしょうか。暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 補助金につきましては交付団体が決まっておりますので、改めて新たな団体を設置し補助金等を交付するということは現段階では考えておりません。しかしながら、にぎわい創出につきましては今後産業振興課としても検討してまいります。

（「暫時休憩願います。」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 産業振興課をはじめとして皆様にもご協力いただき検討してまいります。

- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 観光費のスポーツツーリズムに関して補助金ということですが、10分の10の補助金ですけど、これは継続するなどの条件はどういうことになっていますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 この補助金につきましては、単年度単年度での事業計画に基づいた交付になっております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） ということは継続を必ずしなさいというような要件はないということでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 ただこの交付金につきましては今年度で3年連続で交付を受けております。交付金の事業計画を提出するにあたり、毎年度、その市の課題等を設定し、それを解決するためメニューを組む流れになっておりますので、勿論、令和元年度、令和2年度に実施しました交付充当事業につきましてそれらから課題を抽出し令和3年度の事業計画としております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） スポーツツーリズムの関係でいきますと今年の予算ではモータースポーツですとかスポーツツーリズムの準高地の150万円、重点目標とかありますけれど、その財源振替ですか、それとも新たなものを創出するのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 新たな事業を創出するものです。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 具体的に決まっていますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 令和3年度の申請に関する事業計画の柱が大きく4本ございます。暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。産業振興課長。
- 産業振興課長 令和3年度の申請に関する事業計画の柱が4本ございます。一つ目、スポーツ合宿誘致の推進。二つ目、一般市民ランナーの誘客。三つ目、サイクルツーリズムの推進。四つ目、アウトドアスポーツツーリズムへの展開。という柱になっています。それぞれ四つの大きな柱に紐づきまして各事業を計画しております。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） スポーツ庁の要綱で言うところの地域スポーツコミッション経営多角化支援事業、これに当たるのかなというふうに考えていますが、

外からのお客さんと住民向けのものというところでの補助を行うというふうな話です。で、基本的な考え方としては観光費でやられているということで、外向けの事業のみというふうな考え方で目的と事業の設定はされていますか。

- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 観光費ということですので、対外の方の方向けの事業が確かに多いです。しかしながら、この交付金につきましては、裾野市のスポーツツーリズム推進協議会の方への交付になりますのでこちらの方へは市民の方、関係者の方が構成員となっております。今年度につきましてはそれぞれに専門部会も設けましたので、それらの方々の育成も含めて事業を展開してまいります。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。増田委員。
- 委員（増田祐二） もう一点。中小企業等事業継続支援委託事業の件で、概ね2,000万円ほどのマイナスになってはいますが、その要因についての説明を詳しく願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 実際5月以降の伸び率としましてはキャンペーンを行ってなかった3月、4月に比較しますとかなり金額についても伸びております。しかしながら、5月の1日から5日までのゴールデンウィーク中を期間として外しておりますので、恐らくそのあたりの決済金額が含まれなかったというところで当初の予算が他よりも減額になっていると考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 事業継続支援ですので、この点に関して事業者の方に聞き取りですとか実際に事業継続にどういう影響を与えているとか、そういった分析というのはされていますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業振興課長。
- 産業振興課長 それぞれのデータというかたちでは持ち合わせておりませんが、商工会をはじめとして4商店会であるとか各種事業者様からお声は色々いただいております。それらを精査してまた次に繋げたいと考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 以上で第61号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第61号議案の内関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(二ノ宮善明) 以上で第61号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部の質疑を終わります。暫時休憩します。

○委員長(二ノ宮善明) 再開します。四つの柱に関する資料の提出をよろしくお願いいたします。

(「承知いたしました。」の声あり。)

○委員長(二ノ宮善明) 以上で、第61号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部の質疑を終わります。休憩いたします。

10時12分 休憩

上下水道経営課の発言の訂正

(休憩中の説明)

○水道事業管理監 中村委員の補助金の額の記載が「必要ない」と説明をさせていただきましたが、「記載漏れ。」でした。補助金というのは記載しなければならないということで、今、差し替えの準備をしています。記載するのは補助金関係を記載するもので、緊急性なものがありますので、公営企業会計は通常は補助金はないんですが今回は特別な緊急性のある補助金となりますので「記載しなければならない」ものですから、補正の時に記載しておりました。ですので今回の確定時も「記載しなければならない」ということで「記載漏れ」ですので、今、対応について内部で調整しております。結果につきましてはのちほど報告させていただきます。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。水道事業管理監の事前説明がありましたけれど、それについて答弁の訂正がありました。もう一回そのところを説明お願いいたします。

○水道事業管理監 先ほど66号議案で補助金の額の確定額の記載が漏れているということでご指摘を受け「記載の必要ない」という答弁をさせていただきましたが「記載しなければならない」ということが判りましたので、対応を行っているところです。ですので、「必要ない」という答弁は訂正をお願いいたします。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

建設部

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。ただいまから、建設部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。建設部長の総括説明を求めます。建設部長。

（建設部長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 総括説明は終わりました。

建設部付の審査（第65号）

○委員長（二ノ宮善明） はじめに、建設部付の審査を行います。第65号議案の審査になります。建設部部参事の説明を求めます。建設部部参事。

（建設部部参事、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。勝又委員。

○委員（勝又豊） 129ページ、職員給与費のところの時間外勤務手当がありませんけれど、事業自体は・・・

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。勝又委員。

○委員（勝又豊） 時間外手当が発生していますがその要因をお願いします。

○委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。

○建設部部参事 当スタッフは今年2月より新しく創設されたスタッフでございます。新しいスタッフにおきまして、ウーブンシティ周辺整備、岩波駅周辺整備を鋭意進めるために関係機関との協議であるとか、ウーブン周辺の地元の皆さまと各方面と協議をするための日々の資料作り等に日々業務量が過度に集中して時間外等も恒常的な状況で発生し、スタッフが勤務している状況でございます。上半期集中的に事業を進めてきたために時間外手当が不足している状況の中で補正予算を計上させていただくものであります。以上でございます。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。そのほかございますか。中村委員。

○委員（中村純也） 寄附の方です。寄附者から特段の意向はあったでしょうか。具体的な。

○委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。

○建設部部参事 寄附者につきましては今回匿名ということで申し入れを受けているところです。寄附者の方からは岩波駅周辺整備事業に対しまして活用して頂きたいということで寄附をいただいたところでございます。以上です。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

- 委員（中村純也） 積み立ての方ですけれど、次年度事業に向けた積み立てをされているようですが、本年度どれくらいを目標にしているのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。
- 建設部部参事 今年度につきましては、当初予算の計上額でございます7億6,830万円、この予算において今年度事業の執行を行う予定で現時点では行っています。以上でございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 積立金の方を聞いています。先ほど次年度事業に向けて積み立てをします。以降とは言わなかったんで。そのための積み立てとして今年は何れくらいを目標にするんですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部部参事。
- 建設部部参事 積立金の次年度以降の目標額等でございますけれど、これにつきましては今年度企業からの、寄附者からのご厚意によって寄附していただいたものを次年度以降に活用するということで積み立てさせていただいておりますので、今年度中に幾ら確保することにつきましては現時点においては特に目標額は設定をしておりません。来年度の事業費については来年度の予算編成までに次年度予算をかためていくという予定でございます。以上でございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 寄附者に対してはどのような対応をしているのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部部参事。
- 建設部部参事 寄附者に対しての説明ということでよろしいでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部部参事。
- 建設部部参事 寄附者に対しましては、市長より寄附者に対してお礼のご連絡をさせて頂くと共に、使用の内容について次年度以降の積立金として活用させていただくというようなご説明をしていただいております。以上でございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 市長名でそういった文書を送っているということによろしいでしょうか。説明してもらっていると言ってますけれど。
- 委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。
- 建設部部参事 市長より直接、企業の代表者様に対しまして電話でお礼をしていただいているというふうに聞いております。以上です。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 企業版のふるさと納税の目標金額がありますが、営業活

動の成果で今回の寄附に至ったのでしょうか。

- 委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。
- 建設部部参事 市長より各方面に営業活動をしていただいております、その成果というふうに考えております。以上です。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 営業活動自体は市長のみですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部長。
- 建設部長 市長のトップセールス等につきましては、主に企画部関係の職員が同行した中で対応の方をさせていただいております。以上です。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今回寄附をいただいた合計で1,000万円となっております、今のご説明ですと新規で1,000万円の寄附をいただいている事業者さんが増えたということよろしいでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。
- 建設部部参事 第1回の補正予算以降複数社からご寄附をいただいた額が1,000万円ということがございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 新規ということよろしいですね。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部部参事。
- 建設部部参事 6月の議会以降、この9月の議会までの間に新規で1,000万円のご寄附をいただいたということがございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 匿名希望だということがございますが、件数については何件ということと言えますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部部参事。
- 建設部部参事 企業様の方から匿名ということと申していただいているものですから、そこについては答弁を控えさせていただきたいというふうに思っています。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 129ページ、先ほどの時間外手当のところ。恒常的に時間外が発生をしているという先ほどの答弁だったと思いますが、これからも時間外はずっと発生していくというお考えですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。建設部部参事。
- 建設部部参事 先の話でございますので、想定としましては8月、9月が残業が減って落ち着きを取り戻している状況でございますので、年度末に向けては、また一時的には残業が増える可能性もございますけれど、年度当初、

色々調整をする新規の案件がありましたので、今後につきましては年度当初に比べれば落ち着いてくるのかなというような判断をさせていただいております。以上です。

○委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 残業手当については、5人のすべての職員が全てがやっているのか、それとも負担が多い職員がいるのかという点はどうか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。

○建設部部参事 部付スタッフは事務2名、技師1名の構成でおります。で、上半期につきましては事務の2名にやや残業が多い傾向となっております。今後、下半期に行きますと具体的な事業の検討項目が増えておりますので全ての職員が同じような仕事量になると想定をさせていただいております。以上です。

○委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第65号議案に関する質疑を終わります。これより第65号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第65号議案に関する意見を終わります。以上で建設部付の質疑を終わります。休憩します。

10時40分 休憩

建設管理課の審査（第61号）

- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。次に建設管理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第61号議案の内の関係部分の審査になります。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。（建設管理課長、説明）
- 委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。勝又委員。
- 委員（勝又明） PCBの廃棄物があるということですが、これは塗料に含まれていたということでしょうか。詳細をお願いします。
- 委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。
- 建設管理課長 これは過去に塗った塗料の、所謂、中に一部入っていたということになります。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） 修繕の順番を入れ替えることだと思うんですけども、これによって現在の橋梁維持計画に対する影響というのはありますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。
- 建設管理課長 早期措置段階の橋梁を優先しております。これについては今後影響は無いというふうに考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 予防保全の段階を早め早めにやっている状態ですので、基本的には橋梁の安全性には影響は無いという解釈でよろしいでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。
- 建設管理課長 5年に一回の定期点検を行っています。これでも重視しながら確認していきたい思っておりますので、安全性については問題無いと考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。
（「なし」の声あり。）
（建設部長より説明の申し出あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 建設部長より説明の申し出がありましたので、これを許可します。建設部長。
- 建設部長 私の方から一般会計補正予算の災害復旧費の財源振替についてご説明させていただきます。補正予算書の68・69ページをご覧ください。上の方ですが、11款災害復旧費、河川災害復旧費のうち、市単独災害復旧費につきまして事業費の確定がありまして、市単独災害復旧事業費660万円の充当による財源振替の方をしております。こちらについて私から説明をさせていただきます。私からは以上です。
- 委員長（二ノ宮善明） 今の説明に対する質疑はございますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第 61 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 61 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第 61 号議案に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。休憩します。

10 時 48 分 休憩

(自由討議は行わないことに決定)

11時23分 再開

上下水道経営課関連の答弁訂正等

- 委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。環境市民部長より答弁の訂正の申し出がありましたのでこれを許します。環境市民部長。
- 環境市民部長 先ほどの委員会審査の中で第66号議案について水道事業管理監からの答弁を訂正したところですが、さらに今会期中に第66号議案の訂正をいたします。暫時休憩を。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

（休憩中に、議案の訂正の内容等の説明あり。）

- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。質疑はありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） この後のこの議案に対する審査のスケジュールというか、どのように処理していくかに関しても協議はされていますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 環境市民部長。
- 環境市民部長 只今調整をしているところです。暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩します。

（休憩中、議会事務局長から今後の流れの説明あり。以下のとおり。）

（内容は、9月8日の代表質問の際に、市長より「議案の訂正」として上程）

（今回提示した訂正案を基に、審議をしていただきたい旨の説明あり。）

- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。環境市民部長。
- 環境市民部長 66号議案につきましては、今議会の本会議中に「議案の訂正」をいたします。日程につきましては9月8日の本会議で説明いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） よろしく願いいたします。それでは今の説明(第66号議案)に対して皆様の意見をお伺いいたします。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（二ノ宮善明） 以上で第66号議案の審査を終わりにいたします。以上で、予算決算委員会産業建設分科会に割り振られました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

11時28分 休憩

11時29分 再開

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。以上で、本員会に付託された本日の議案の審査はすべて終了いたしました。予算関係の議案につきましては、来る9月10日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

11時29分 閉会